

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定及び同項第 2 号許可並びに 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 11 項認定に係る事務処理要項

第 1 目的

この要項は、建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定（以下「認定」という。）及び同項第 2 号の規定による許可（以下「許可」という。）並びに建築基準法施行令第 137 条の 12 第 11 項による認定に関する事務処理を定めることを目的とする。

第 2 事前協議

建築主等は、原則として、認定又は許可に係る事前協議を行うこと。

第 3 法に基づく認定申請に必要な図書等

1 建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 2 第 2 項に定める承諾書に記載する内容は、次に定めるものとする。

- (1) 承諾者の住所、氏名、印
- (2) 承諾年月日
- (3) 承諾する道の位置
- (4) 承諾する内容

2 熊本県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第 8 条に定める知事が必要と認める図書又は書面は、次に定めるものとする。

- (1) 建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項各号に適合することを確認するための図書等
- (2) 道の敷地となる土地の登記事項証明書又は登記事項要約書及び字図
- (3) 現地写真

第 3 の 2 政令に基づく認定申請に必要な図書等

1 熊本県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第 8 条に定める知事が必要と認める図書又は書面は、次に定めるものとする。

- (1) 道の敷地となる土地の登記事項証明書又は登記事項要約書及び字図
- (2) 現地写真
- (3) 通行同意書（申請者が通路の所有権又は通行地役権（登記されているものに限る。）を有する場合は不要）
- (4) 地震に係る劣化部分の健全化等の計画書（必要な場合のみ）

第 4 許可申請に必要な図書等

1 細則第 5 条第 1 項に定める許可申請の理由書に記載する内容は、次に定めるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名
- (2) 申請年月日
- (3) 計画の概要及び許可基準に適合する根拠
- (4) 関係者との調整状況等

2 細則第 5 条第 1 項に定める知事が必要と認める図書又は書面は、次に定めるものとする。

- (1) 通路の敷地となる土地の登記事項証明書又は登記事項要約書及び字図
- (2) 現地写真
- (3) 通行同意書（申請者が通路の所有権又は通行地役権（登記されているものに限る。）を有する場合は不要）

第5 専決区分

認定及び許可に係る専決区分は次のとおりとする。

広域本部土木部長	土木部長
(1)「建築基準法第43条第2項第1号認定及び同項第2号許可取扱要領」(以下、「要領」という。)の事前一括同意の許可基準又は法に基づく認定基準に適合する建築物 (2)「要領」の政令に基づく認定基準に適合する建築物	左記以外の建築物

第6 進達

広域本部土木部長は、土木部長の専決に係る許可申請書を受理した場合は、副本を添えて建築課長に進達する。[別記様式2]

第7 許可後の事務処理(広域本部土木部長専決分)

- 1 広域本部土木部長は、広域本部土木部長の専決に係る許可を終了した場合は、申請者に許可通知書[別記様式3-1]及び許可申請書の副本を交付する。
- 2 広域本部土木部長は、次の図書を添えて建築課長に報告する。[別記様式5]
 - 1) 許可通知書の写し
 - 2) 許可申請書の副本
 - 3) 一括同意基準チェックリスト [別記様式1]

第8 許可後の事務処理(土木部長専決分)

- 1 建築課長は、土木部長の専決に係る許可を終了した場合は、広域本部土木部長あてに許可通知書[別記様式3-1]及び許可申請書の副本を送付する。[別記様式4]
- 2 広域本部土木部長は、前項の許可通知書及び許可申請書の副本を申請者に交付する。

第9 建築審査会への報告

建築課長は、第7第2項の報告を受けた場合は、直後の建築審査会に報告するための資料を作成する。

第10 認定又は許可を受けた計画の変更

認定又は許可を受けた計画に変更がある場合は、再度認定又は許可の手続きを行うものとする。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、建築許可認定事項変更届出書(別記様式7)に変更理由書、変更に係る図書(変更前と変更後の計画を記載したもの)、その他知事が指定した図書等を添えて提出するものとする。

- 1 計画の変更に係る確認申請が不要な軽微な変更の場合
- 2 既に与えた認定又は許可の範囲内である場合

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年2月13日から施行する。

この要項は、平成30年9月25日から施行する。

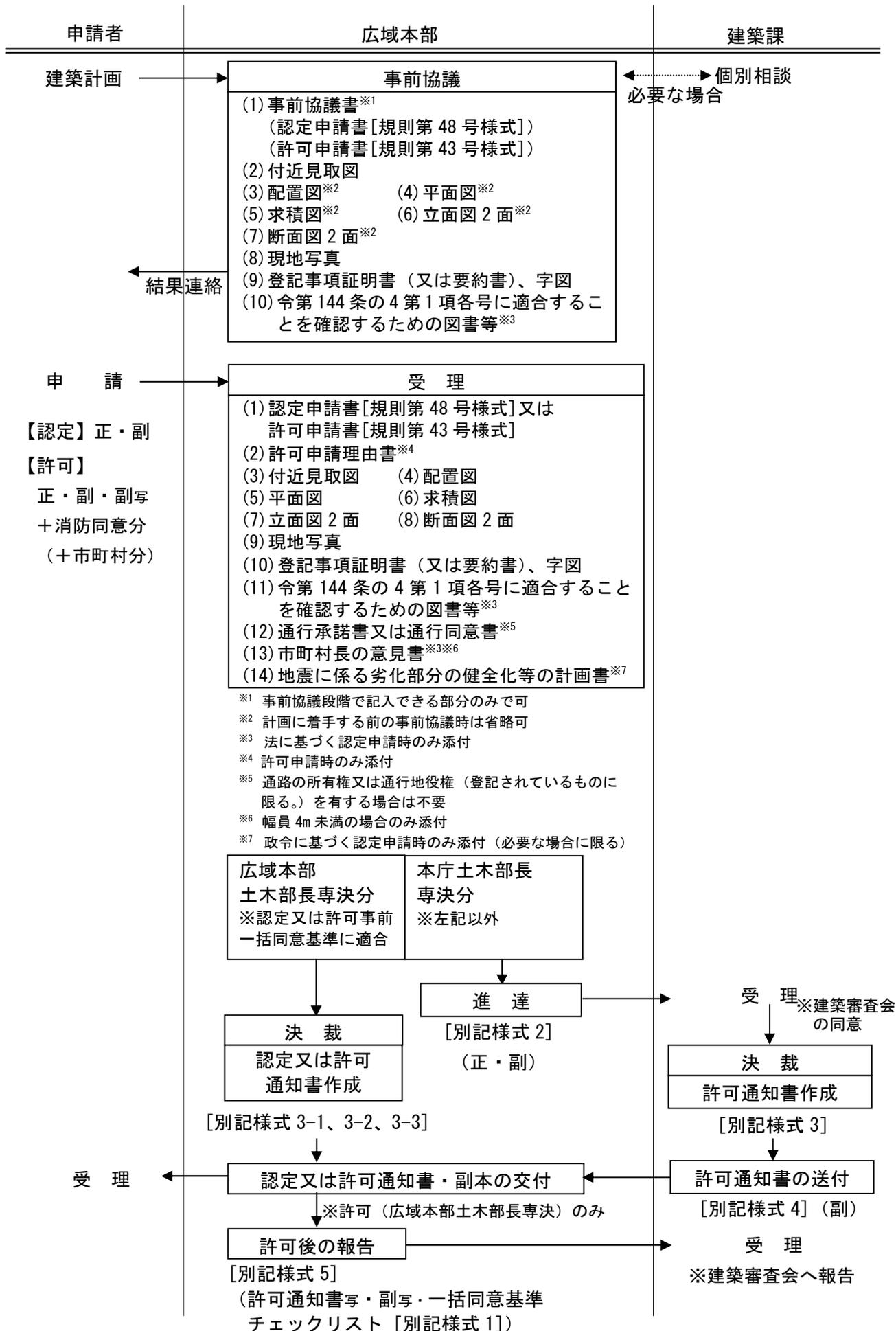
この要項は、令和2年8月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年12月13日から施行する。

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

■建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定及び同項第 2 号許可
並びに建築基準法施行令第 137 条の 12 第 11 項認定事務処理フロー



[別記様式 1]

一括同意基準チェックリスト

(1) 敷地が、公的機関が築造・管理する農道、港湾道路、河川管理道路等であって幅員 4m 以上の公共の用に供する道（以下「公共道路」という。）で道路に通ずるものに有効に接する場合で、次に掲げる要件を満たすものであること。

	要 件	申請内容	審査欄
道	公共道路・管理者及び幅員 敷地が道に2m以上の長さをもって接する	公共道路種別 () 管理者 () 幅員 () 接道長さ ()	<input type="checkbox"/> 適合
イ	公共道路の管理者から通行上の同意等が得られ又は当該管理者と通行に関する協議が終了していること。	通行上の同意・協議 <input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 協議終了 <input type="checkbox"/> 不要 ()	<input type="checkbox"/> 適合
ロ	「公共道路」を法第42条に規定する「道路」とみなして適用する建築基準関係規定に適合すること。	建築基準関係規定 <input type="checkbox"/> 道路内建築制限 <input type="checkbox"/> 建ぺい率 <input type="checkbox"/> 斜線制限 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 適合

一括同意基準チェックリスト

(2) 敷地が、複数の既存建築物が立ち並んでいる幅員 1.8m 以上の通路であって、道路に通ずるものに有効に接する場合で、次に掲げる要件を満たすものであること。

	要件	申請内容	審査欄
通路	<p>通路の種別・管理者・幅員</p> <p>敷地が通路に有効に接する (2m以上接する)</p>	<p>通路種別 ()</p> <p>管理者 ()</p> <p>幅員 ()</p> <p>接道長さ ()</p>	<input type="checkbox"/> 適合
イ	<p>幅員4m未満の通路にあつては、4m以上の幅員の確保が見込まれること等により、都市計画法上支障がない旨の関係市町村の長からの意見が付されていること。</p>	<p>意見書</p> <p><input type="checkbox"/>支障なし</p> <p>※認定の場合は対象外</p>	<input type="checkbox"/> 適合
ロ	<p>通路の両端が道路に接続していない場合にあつては、敷地は、当該通路の部分のうち、接続する道路から敷地が接する当該通路の部分までの延長が最大である既存建築物の敷地の、当該接する部分までの延長の範囲内の部分に接していること。</p> <p>ただし、この要領が適用されるに至った際現に存在する通路で、4m以上の幅員が確保され、かつ、将来にわたって4m以上の幅員が確保される場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>通路の端部</p> <p><input type="checkbox"/>両端が道路に接続</p> <p><input type="checkbox"/>片端が道路に接続し敷地が既存立ち並び範囲内</p> <p><input type="checkbox"/>片端が道路に接続し通路幅員4m以上</p>	<input type="checkbox"/> 適合
ハ	<p>幅員4m未満の通路にあつては、建築制限線 (通路の中心線からの水平距離2m (通路の中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等の通路の側の境界線から通路の側に水平距離4m) の線をいう。以下同じ。) から敷地境界線 (敷地と通路との境界線をいう。) までの敷地の部分には、建築物及び擁壁その他の工作物の築造並びに物品の放置及び植栽等を行わないこと。</p>	<p>建築制限線の適用</p> <p><input type="checkbox"/>あり</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> <p>※建築制限線がある場合は、配置図に建築制限線の記載があるか確認ください。</p> <p>※認定の場合は対象外</p>	<input type="checkbox"/> 適合
ニ	<p>建築物は、一戸建ての住宅若しくはそれに附属するもの又は従前用途と同一の用途に供するものであること。</p> <p>ただし、この要領が適用されるに至った際現に存在する通路で、4m以上の幅員が確保され、かつ、将来にわたって4m以上の幅員が確保されるもので、その両端が道路に接続している場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>用途</p> <p><input type="checkbox"/>一戸建ての住宅、附属するもの</p> <p><input type="checkbox"/>従前と同一用途 ()</p> <p><input type="checkbox"/>制限なし ()</p>	<input type="checkbox"/> 適合
ホ	<p>通路が私有地の場合にあつては、当該通路の土地所有者等から通行上の同意等が得られていること。</p> <p>また、公的機関が築造・管理する土地等の場合にあつては、当該通路の管理者から通行上の同意等が得られ又は当該管理者と通行に関する協議が終了していること。</p>	<p>通行上の同意・協議</p> <p><input type="checkbox"/>同意あり</p> <p><input type="checkbox"/>協議終了</p> <p><input type="checkbox"/>不要 ()</p> <p>※認定の場合は対象外</p>	<input type="checkbox"/> 適合
ヘ	<p>「通路」を「道路」とみなして適用する建築基準関係規定に適合していること。</p> <p>なお、この場合、幅員4m未満の通路にあつては、「建築制限線」を「道路境界線」とみなす。</p>	<p>建築基準関係規定</p> <p><input type="checkbox"/>道路内建築制限</p> <p><input type="checkbox"/>建ぺい率</p> <p><input type="checkbox"/>斜線制限</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<input type="checkbox"/> 適合
ト	<p>建築物は、法第22条の指定区域内の建築物の構造と同等以上の防火性能を有すること。</p>	<p>防火性能</p> <p><input type="checkbox"/>あり</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>	<input type="checkbox"/> 適合

一括同意基準チェックリスト

(3) 敷地が、既存建築物が一戸しか存在していない幅員 1.8m 以上の通路であって、道路に通ずるものに有効に接する場合で、次に掲げる要件を満たすものであること。

	要件	申請内容	審査欄
通路	通路の種類・管理者・幅員 敷地が通路に有効に接する（2m以上接する）	通路種別（ ） 管理者（ ） 幅員（ ） 接道長さ（ ）	<input type="checkbox"/> 適合
イ	既存建築物の敷地に限り適用し、かつ、敷地分割を伴わないこと。	敷地分割 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 適合
ロ	幅員4m未満の通路にあつては、4m以上の幅員の確保が見込まれること等により、都市計画法上支障がない旨の関係市町村の長からの意見が付されていること。	意見書 <input type="checkbox"/> 支障なし ※認定の場合は対象外	<input type="checkbox"/> 適合
	幅員4m未満の通路にあつては、建築制限線（通路の中心線からの水平距離2m（通路の中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等の通路の側の境界線から通路の側に水平距離4m）の線をいう。以下同じ。）から敷地境界線（敷地と通路との境界線をいう。）までの敷地の部分には、建築物及び擁壁その他の工作物の築造並びに物品の放置及び植栽等を行わないこと。	建築制限線の適用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※建築制限線がある場合は、配置図に建築制限線の記載があるか確認ください。 ※認定の場合は対象外	<input type="checkbox"/> 適合
	建築物は、一戸建ての住宅若しくはそれに附属するもの又は従前用途と同一の用途に供するものであること。 ただし、この要領が適用されるに至った際現に存在する通路で、4m以上の幅員が確保され、かつ、将来にわたって4m以上の幅員が確保されるもので、その両端が道路に接続している場合にあつては、この限りでない。	建築物の用途 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅、附属するもの <input type="checkbox"/> 従前と同一の用途（ ） <input type="checkbox"/> 制限なし（ ）	<input type="checkbox"/> 適合
	通路が私有地の場合にあつては、当該通路の土地所有者等から通行上の同意等が得られていること。 また、公的機関が築造・管理する土地等の場合にあつては、当該通路の管理者から通行上の同意等が得られ又は当該管理者と通行に関する協議が終了していること。	通行上の同意・協議 <input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 協議終了 <input type="checkbox"/> 不要（ ） ※認定の場合は対象外	<input type="checkbox"/> 適合
	「通路」を「道路」とみなして適用する建築基準関係規定に適合していること。 なお、この場合、幅員4m未満の通路にあつては、「建築制限線」を「道路境界線」とみなす。	建築基準関係規定 <input type="checkbox"/> 道路内建築制限 <input type="checkbox"/> 建ぺい率 <input type="checkbox"/> 斜線制限 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 適合

一括同意基準チェックリスト

(4) 敷地が、山間部等で将来にわたって宅地化の見込みがないような地域における幅員 4m 未満の通路であって、道路に通ずるものに有効に接する場合で、次に掲げる要件を満たすものであること。

	要件	申請内容	審査欄
通路	通路の種別・管理者・幅員 敷地が通路に有効に接する（2m以上接する）	通路種別（ ） 管理者（ ） 幅員（ ） 接道長さ（ ）	<input type="checkbox"/> 適合
イ	建築物は、農業用倉庫、畜舎、堆肥舎その他これらに類する用途に供するもので、居室を有しないものであること。	用途 （ ） 居室 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 適合
ロ	幅員4m未満の通路にあつては、4m以上の幅員の確保が見込まれること等により、都市計画法上支障がない旨の関係市町村の長からの意見が付されていること。	意見書 <input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 適合
	幅員4m未満の通路にあつては、建築制限線（通路の中心線からの水平距離2m（通路の中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等の通路の側の境界線から通路の側に水平距離4m）の線をいう。以下同じ。）から敷地境界線（敷地と通路との境界線をいう。）までの敷地の部分には、建築物及び擁壁その他の工作物の築造並びに物品の放置及び植栽等を行わないこと。	建築制限線の適用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※建築制限線がある場合は、配置図に建築制限線の記載があるか確認ください。	<input type="checkbox"/> 適合
	通路が私有地の場合にあつては、当該通路の土地所有者等から通行上の同意等が得られていること。 また、公的機関が築造・管理する土地等の場合にあつては、当該通路の管理者から通行上の同意等が得られ又は当該管理者と通行に関する協議が終了していること。	通行上の同意・協議 <input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 協議終了 <input type="checkbox"/> 不要（ ）	<input type="checkbox"/> 適合
	「通路」を「道路」とみなして適用する建築基準関係規定に適合していること。 なお、この場合、幅員4m未満の通路にあつては、「建築制限線」を「道路境界線」とみなす。	建築基準関係規定 <input type="checkbox"/> 道路内建築制限 <input type="checkbox"/> 建ぺい率 <input type="checkbox"/> 斜線制限 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 適合

一括同意基準チェックリスト

(5) 従前に建築主事のただし書の適用又は特定行政庁の許可を受けた建築物（以下「既存許可建築物等」という。）の敷地において、建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする場合で、次に掲げる要件を満たすものであること。

	要件	申請内容	審査欄
通路	通路の種別・管理者・幅員	通路種別 () 管理者 () 幅員 ()	/
イ	建築物の用途は、既存許可建築物等と同一の用途に供するものであること。	用途 <input type="checkbox"/> 同一	<input type="checkbox"/> 適合
ロ	敷地が、幅員1.8m以上の通路に2m以上の長さをもって接していること。	接道 <input type="checkbox"/> 2m以上	<input type="checkbox"/> 適合
ハ	通路の管理者から通行上の同意等が得られ又は当該管理者と通行に関する協議が終了していること。 ただし、通路が私有地の場合においては、土地所有者及びその土地に関して権利を有する者から通行上の同意等が得られていること。	通行上の同意・協議 <input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 協議終了 <input type="checkbox"/> 不要 ()	<input type="checkbox"/> 適合
ニ	「通路」を法第42条に規定する「道路」とみなして適用する建築基準関係規定に適合すること。 なお、通路の幅員が4m未満の場合においては、建築制限線（通路の中心線からの水平距離2m(通路の中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の通路の側の境界線から通路の側に水平距離4m)の線をいう。)から敷地境界線（敷地と通路との境界線をいう。）までの敷地の部分には、通行上支障のない空地が確保されていること。	建築基準関係規定 <input type="checkbox"/> 適合 ※建築制限線がある場合は、配置図に建築制限線の記載があるか確認ください。	<input type="checkbox"/> 適合
従前の特定行政庁の許可 (建築主事のただし書にあっては、建築確認)		<input type="checkbox"/> 許可 (年 月 日 熊本県指令建第 号) <input type="checkbox"/> 建築確認 (年 月 日 第 号)	

法に基づく認定基準チェックリスト

□ (1) 事前一括同意許可基準 (1) に適合し、かつ、次に掲げる要件を満たすものであること。

	要件	申請内容	審査欄
①	敷地の接する道は、建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に規定するものであること。	道種別（ ） 管理者（ ） 幅員（ ） $\geq 4\text{m}$	<input type="checkbox"/> 適合
②	建築物の規模及び用途は、規則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号イ及び第 2 号に規定するもの（法別表第 1 (い) 欄(1) 項に掲げる用途以外の用途で、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合はその延べ面積の合計とし、既存建築物を含む。）が 500m^2 以内）であること。	用途・規模 <input type="checkbox"/> 用途（ ） <input type="checkbox"/> 延べ面積 （計 ） $\leq 500\text{m}^2$	<input type="checkbox"/> 適合

□ (2) 事前一括同意許可基準 (2) 又は (3) のいずれかに適合し、かつ、次に掲げる要件を満たすものであること。

	要件	申請内容	審査欄
①	敷地の接する道は、幅員 4m 以上で、規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号に規定するもの（令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合）であること。	道の幅員（ ） $\geq 4\text{m}$ 適合状況 <input type="checkbox"/> 添付書類に記載	<input type="checkbox"/> 適合
③	建築物の規模及び用途は、規則第 10 条の 3 第 3 項に規定するもの（一戸建ての住宅、長屋又は法別表第 2 (い) 項第二号に掲げる用途で、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合はその延べ面積の合計とし、既存建築物を含む。）が 500m^2 以内）であること。	用途・規模 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 兼用住宅 <input type="checkbox"/> 延べ面積 （計 ） $\leq 500\text{m}^2$	<input type="checkbox"/> 適合
④	申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについて、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を管理する者から書面にて承諾を得ていること。	承諾書の添付 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 権利者 <input type="checkbox"/> 管理者	<input type="checkbox"/> 適合

政令に基づく認定基準チェックリスト

□ (1) 敷地が、幅員 0.9m 以上の通路であって、道路に通ずるものに有効に接する場合で、次の要件を満たすものであること。

	要件	申請内容	審査欄
通路	通路の種別・管理者・幅員 敷地が通路に有効に接する。(2m 以上接する。)	道種別 () 管理者 () 幅員 () 接する長さ ()	□適合
① ア	けらば、軒先等の軽易な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。	通路上空の建築物・工作物 □あり □なし	□適合
① イ	物品の放置及び植栽等を行わないこと。	物品の放置・植栽等 □あり □なし	□適合
②	通路が私有地の場合にあっては、当該通路の土地所有者等から通行上の同意等が得られていること。また、公的機関が築造・管理する土地等の場合にあっては、当該通路の管理者から通行上の同意等が得られ又は当該管理者と通行に関する協議が終了していること。	通行上の同意・協議 □同意あり □協議終了 □不要 ()	□適合
③	既存建築物の敷地限りに適用し、かつ、敷地分割を行わないこと。	敷地分割 □あり □なし	□適合
④	建築物は、一戸建ての住宅若しくはそれに附属するもの又は従前用途と同一の用途に供するものであること。	用途 □一戸建ての住宅 □従前と同一用途 ()	□適合
⑤ ア	屋根又は外壁の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、法第 22 条の指定区域内の建築物の構造と同等以上の防火性能を有すること。(防火又は準防火地域を除く。)	防火性能 □あり □なし □屋根又は外壁以外の工事	
⑤ イ	建築物の防火上の措置について、出火抑制措置(漏電ブレーカー又は感電ブレーカー等の設置)、火災に対する早期確知対策(住宅用防災警報機器等の設置)及び初期消火対策(消火器等の設置)を講じること。	防火上の措置 □出火抑制措置 () □火災早期確知対策 () □初期消火対策 ()	□適合
④ イ	建築物の地震に対する安全上の措置について、耐震診断を実施し、構造耐力上主要な部分の劣化部分の健全化その他必要な措置を計画的に実施すること。(昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築されたものを除く。)	地震に対する安全上の措置 □耐震診断の実施 □必要な措置の計画的実施	□適合

政令に基づく認定基準チェックリスト

□ (2) 敷地が、法第 43 条第 1 項の接道規定に適合していない旗状敷地であって、道路に接する場で、次の要件を満たすものであること。

	要件	申請内容	審査欄
専用通路	専用通路の所有者	所有者 ()	<input type="checkbox"/> 適合
① ア	専用通路の幅員 0.9m 以上であること。	幅員 ()	<input type="checkbox"/> 適合
① イ	けらば、軒先等の軽易な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。	専用通路上空の建築物・工作物 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 適合
① ウ	専用通路には、物品の放置及び植栽等を行わないこと。	物品の放置・植栽等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 適合
②	専用通路が既存建築物の所有者以外の私有地の場合にあつては、当該通路の土地所有者等から通行上の同意等が得られていること。	通行上の同意 <input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 同意なし	<input type="checkbox"/> 適合
③	既存建築物の敷地限りに適用し、かつ、敷地分割を行わないこと。	敷地分割 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 適合
④	建築物は、一戸建ての住宅若しくはそれに附属するもの又は従前用途と同一の用途に供するものであること。	用途 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 従前と同一用途 ()	<input type="checkbox"/> 適合
⑤ ア	屋根又は外壁の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、法第 22 条の指定区域内の建築物の構造と同等以上の防火性能を有すること。(防火又は準防火地域は除く。)	防火性能 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 屋根又は外壁以外の工事	<input type="checkbox"/> 適合
⑤ イ	建築物の防火上の措置について、出火抑制措置（漏電ブレーカー又は感電ブレーカー等の設置）、火災に対する早期確知対策（住宅用防災警報機器等の設置）及び初期消火対策（消火器等の設置）を講じること。	防火上の措置 <input type="checkbox"/> 出火抑制措置 () <input type="checkbox"/> 火災早期確知対策 () <input type="checkbox"/> 初期消火対策 ()	<input type="checkbox"/> 適合
⑥	建築物の地震に対する安全上の措置について、耐震診断を実施し、構造耐力上主要な部分の劣化部分の健全化その他必要な措置を計画的に実施すること。（昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築されたものを除く。）	地震に対する安全上の措置 <input type="checkbox"/> 耐震診断の実施 <input type="checkbox"/> 必要な措置の計画的実施 (計画書の添付)	<input type="checkbox"/> 適合

建築課長 様

広域本部土木部長

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可について（進達）
このことについて、下記の申請がありましたので、進達します。

記

- 1 申請者名
- 2 申請敷地
- 3 建築物の用途
- 4 許可基準 許可基準（ ）／個別同意

担当：

許可通知書

熊本県指令 第 号
年 月 日

様

熊本県知事

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所又は築造場所

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

(3) 敷地面積

(4) 建築物の延べ面積 申請部分 m^2

申請以外の部分 m^2

合計 m^2

(5) 申請建築物の棟数 棟

(6) 申請建築物の構造

(7) 申請建築物の階数 地階を除く階数 階

地階の階数 階

(8) 申請建築物の高さ 最高の高さ m

最高の軒の高さ m

(9) その他

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

許可条件

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

認定通知書

熊本県指令 第 号
年 月 日

様

熊本県知事

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

(3) 敷地面積

(4) 建築物の延べ面積	申請部分	m ²
	申請以外の部分	m ²
	合計	m ²

(5) 申請建築物の棟数 棟

(6) 申請建築物の構造

(7) 申請建築物の階数	地階を除く階数	階
	地階の階数	階

(8) 申請建築物の高さ	最高の高さ	m
	最高の軒の高さ	m

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

認定通知書

熊本県指令 第 号
年 月 日

様

熊本県知事

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法施行令第 137 条の 12 第 11 項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

(3) 敷地面積

(4) 建築物の延べ面積	申請部分	m ²
	申請以外の部分	m ²
	合計	m ²

(5) 申請建築物の棟数 棟

(6) 申請建築物の構造

(7) 申請建築物の階数	地階を除く階数	階
	地階の階数	階

(8) 申請建築物の高さ	最高の高さ	m
	最高の軒の高さ	m

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

建第 号
年 月 日

広域本部土木部長 様

建築課長

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可について（送付）
このことについて、下記のとおり許可しましたので関係図書を送付します。

記

- 1 進達日及び進達番号
年 月 日 第 号
- 2 許可日付及び許可番号等
 - (1) 申請者名
 - (2) 申請敷地
 - (3) 許可日付 年 月 日
 - (4) 許可番号 指令第 号

担当：

建築課長 様

広域本部土木部長

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可について（報告）
このことについて、下記のとおり許可しましたので、関係図書を添えて報告します。
記

- 1 申請者名
- 2 申請敷地
- 3 建築物の用途
- 4 事前一括同意基準 第 号
- 5 許可日付 年 月 日
- 6 許可番号 指令第 号
- 7 関係図書
 - 1) 許可通知書の写し
 - 2) 許可申請書の副本
 - 3) 一括同意基準チェックリスト

担当：

[別記様式 6]

年度第 回熊本県建築審査会

事後報告案件第 号

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の事前一括同意分に係る報告について

1 申請者住所氏名			
2 敷地の地名地番		4 その他の地域、地区等	
3 防火地域		6 道又は通路の幅員	m
5 道又は通路の種類		8 工事種別	
9 構造	造	10 階数	地上 階 地下 階
11 最高の高さ		12 最高の軒の高さ	
	申請部分	申請以外の部分	合計
13 敷地面積	m ²		m ²
14 建築面積	m ²	m ²	m ²
15 延べ面積	m ²	m ²	m ²
16 建ぺい率	%	17 容積率	%
18 事前一括同意の許可基準の該当号	第 号 (※第 5 号に該当する場合の従前の確認又は許可年月日及び番号) 年 月 日 第 号		
19 許可年月日及び番号	年 月 日 熊本県指令 第 号		

20 付近見取図

21 配置図

[別記様式 7]

建築許可認定事項変更届出書

年 月 日付け 指令 第 号で許可（認定）された建築物について、次のとおり変更したいので届け出ます。

年 月 日

申請者 住所
氏名

熊本県知事 様

1	建築主住所及び氏名 (名称及び代表者名)				
2	設計者住所及び氏名				
3	敷地の 位置	地名及び地番			
		地域・地区			
4	変更の内容	変更事項	変更後	変更前	備考

次のいずれかに該当する場合は、届出を提出する。その他の場合は再度認定又は許可の手続きが必要となる。

- 一 計画の変更に係る確認申請が不要な軽微な変更の場合
- 二 既に与えた認定又は許可の範囲内である場合

添付図書：①変更理由書、②変更に係る図面（変更前後の計画を記載したもの）、③その他